

入札公告（再々度）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和8年2月18日

支出負担行為担当官
東京航空局長 大辻 統

1. 工事概要

(1) 工事件名

百里空港土木施設維持修繕工事

(2) 工事場所

百里空港

(3) 工事内容等

別紙のとおり

(4) 工期

令和8年4月1日 から令和11年3月31日 まで

(5) 電子調達システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官東京航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

(6) 総合評価落札方式による実施

本案件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））により実施する。

なお、本案件は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(7) 契約後VE方式による実施

本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

但し、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

(8) 建設リサイクル法対象工事

本案件は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 週休2日交替制適用試行工事

本案件は、本工事に従事する技術者及び技能労働者が週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日交替制適用工事」の試行である。

(10) 見積参考資料の開示

本案件は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す競争参加資格確認結果通知に合わせて、見積参考資料（金額抜き設計書、特別調査価格、見積価格）を開示する試行工事である。

(11) 本案件は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく市場化テストの対象案件であったが、法の対象外として、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）に基づき、市場化テストでの審議事項を踏まえたものである。

2. 競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格者又は当該条件を満たしている者により構成される入札参加グループであって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年2月18日付東空契第1096号公示）に示すところにより東京航空局長から本工事に係る入札参加グループとして競争参加資格の認定を受けるものとする。

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「舗装工事業」のA又はB等級に格付けされた東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し(3)の再認定を受けている者を除く。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加しようとする者（入札参加グループにあってはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること（詳細については入札説明書を参照。）。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

(9) 3.(2)により入札説明書等を直接入手した者であること

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
東京航空局総務部契約課
TEL：03-6880-1505

(2) 入札説明書の交付方法

(a) 入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和8年2月25日までとする。交付期間以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/20-210107-02.pdf

(b) やむを得ない事由により、(a)の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。交付期間は本日より令和8年2月25日（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から1

7時00分までとする。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用しう
え、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年2月26日 14時00分まで

(a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げる
URLに提出しなければならない。

(b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲
げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限
る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

(a) 電子調達システムにより入札する場合は、令和8年3月4日 0時00分から下
記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年3月11日 16時00分までに
下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。

(b) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参
し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

TEL 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(6) 開札日時及び場所

令和8年3月12日 10時00分 3. (1)に集合すること。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる
担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保
険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を
参照すること。

(4) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があ
った場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認めら
れた者は、本案件に参加することができない。

(5) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書
及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けな
ければならない。

なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することがで
きるが、2. (1)、(2)及び(4)から(9)に掲げる事項を満たしている時は、開札時において、
2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認す
るものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において2. (3)に掲げ
る事項を満たしていなければならない。

(6) 入札の無効

2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入
札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者
心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の
入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開

札時において2.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他詳細

入札説明書による。

件 名：百里空港土木施設維持修繕工事

発注概要：

本工事は、百里空港の土木施設の維持修繕および航空保安施設等の維持を実施するものであり、土木施設の巡回点検工、草刈工、清掃工（舗装面清掃工、排水溝清掃工）、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工及び除雪工並びに航空保安施設等の草刈工、排水溝清掃工を施工するものである。

競争参加資格の「予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

1. 次に掲げる施工実績を有すること。

平成 22 年 4 月 1 日以降公告日までに、元請として完成・引き渡し完了した以下のいずれかの要件を満たす工事の施工（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）実績を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。

①空港における舗装工事 ②空港における経常的維持工事 ③道路における維持修繕工事

※ 軽微な業務（契約額 100 万円未満）は除く。

※ ①～②については、「空港」及び「制限区域内」の実績を有するものとする。③については、「供用中の道路」の実績を有するものとする。

※ 「空港」とは、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）に定める空港及び共用空港をいう。

※ 「制限区域」とは、国管理空港については、空港管理規則第 5 条で規定されている「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長の承認を受けた者以外立ち入ってはならない区域」のことをいう。その他の空港は、これに準じた区域をいう。

※ ①は、「アスファルト」又は「コンクリート」舗装を指し、滑走路、誘導路又はエプロンのいずれかの実績を有するものとする。

※ ②の「経常的」とは、3ヶ月以上の工期を指す。「維持工事」は、草刈工、清掃工、標識工、緊急補修工又は除雪工のいずれかの実績を有するものとする。

※ ③の「維持修繕工事」とは、既設の構造物や施設において、日常的な点検・清掃・補修等を行うことにより、機能を維持・回復し、安全かつ快適な状態を保つための工事を指し、その中で路面補修又は舗装修繕のいずれかの実績を有するものとする。

2. 配置予定技術者

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

1) 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士、1 級若しくは 2 級建設機械施工管理技士又は同等以上の資格を有する者であること。

2) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

3) 上記 1. に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、本工事で申請できる配置予定技術者は 1 名とする。

4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、これを証することができる資料を提示すること。

5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

- 6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項 ただし書の既定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
3. 上記 1. 及び 2. で申請する工事实績が国土交通省の発注工事の場合にあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものを除く。
4. 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、東京航空局から受注した「舗装工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、1 件あたりの平均点が 65 点以上であること。ただし、東京航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。
5. 入札参加グループで本工事を実施する場合、代表企業は本工事全体の企画立案を担当するものとし、本工事全体の企画立案、本工事に含まれる各工種を包括的に管理するものとする。